

前橋市保健センターの設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正案	現行						
<p>(設置)</p> <p>第1条 市民の健康の保持及び増進を図るための施設として、<u>前橋市保健センター</u>(以下「センター」という。)を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>名称 前橋市保健センター</u></p> <p>(2) <u>位置 前橋市朝日町三丁目36番17号</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 市民の健康の保持及び増進を図るための施設として、<u>保健センター</u>(以下「センター」という。)を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="847 557 1430 660"> <thead> <tr> <th data-bbox="847 557 1118 591">名称</th> <th data-bbox="1118 557 1430 591">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="847 591 1118 624">前橋市保健センター</td> <td data-bbox="1118 591 1430 624">前橋市朝日町三丁目36番17号</td> </tr> <tr> <td data-bbox="847 624 1118 660">前橋市富士見保健センター</td> <td data-bbox="1118 624 1430 660">前橋市富士見町小沢117番地2</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	前橋市保健センター	前橋市朝日町三丁目36番17号	前橋市富士見保健センター	前橋市富士見町小沢117番地2
名称	位置						
前橋市保健センター	前橋市朝日町三丁目36番17号						
前橋市富士見保健センター	前橋市富士見町小沢117番地2						